

議会改革特別委員会会議録

招 集

令和8年8月24日（月）予算決算委員会全体会終了後 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）矢田貝 香 織 （副委員長）塚 田 佳 充
伊 藤 ひろえ 門 脇 由 津 田 幸 一 又 野 史 朗
鷺 尾 一 樹 渡 邊 洋 介

欠席委員（0名）

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松田調整官 坂本庶務担当局長補佐 森井議事調査担当局長補佐

傍 聴 者

新井議員 大下議員 松田議員 吉岡議員
一般2名

協議事件

米子市議会議員政治倫理条例について

〜〜

午後1時00分 開会

○矢田貝委員長 ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。

本日は、米子市議会議員政治倫理条例について御協議をお願いしたいと思います。

まず、現行の条文に対しまして、皆様からの意見の提出につきまして御協力をいただき、ありがとうございました。

会派に所属されていない前島議員からも提出をいただいております。本日配付いたしました一覧表に、参考として記載をさせていただいております。

それでは、各会派からいただきました意見等を見ていただきますとお分かりのとおり、本当に熱心にそれぞれの思いを書きいただいているということで、各条文の議論等に入る前に、本日は、提出いただきました各会派、議員の皆様からの説明を一通りいただきましたというふうに思っております。その後、今後の進め方につきまして委員の皆様と協議をしてみたいと思います。

それでは、新政自民から御説明をいただければと思います。

渡邊洋介委員。

○渡邊委員 いよいよ始まるということでございます。まずもって今回の改正や検証というのが、まず前提として、個別の事案への対応だけを目的としたものではないということを会派のほうで話をしまして、この条例自体、制定以来、SNSの普及だったりパワハラのことであったり社会的な認識の変化が起こっている中で、あとは、議員と行政、議員と市民等々、透明性の確保など、政治倫理を取り巻く環境が大きく変化しております。

また、政治倫理上の疑義が生じた場合の審査会などの手続、そして、議会としての判断、措置、市民の皆様への説明を含め、これらを明確にする必要があるというふうに考えてお

ります。そのためにも、この現行の条例全体をここにいる皆様と共に点検をしながら、実効性のある制度として再構築していきたいというところで、新政自民として、会派として意見取りまとめ表を提出させていただきました。

すみません、1つ、委員長、よろしいでしょうか。

○矢田貝委員長 はい。

○渡邊委員 この今の全体、1条からみたいなことで。

○矢田貝委員長 いや、全体で。

○渡邊委員 全体ですか。

○矢田貝委員長 でも、各条で、ここは我が会派から出した意見として特徴ですので加えておきたいというようなことがあれば、御説明をいただければと思います。

○渡邊委員 失礼いたしました。先ほどの社会的な取り巻く環境の変化というところもありますが、新たに15条、16条というところで、倫理ですので研修というところを新規で追加をしたことと、なるべく実効的にするために、検証しやすいということで、16条に、この条例の見直しを適宜できるようにというところで追加をしました。もちろん法律等というよりは、倫理条例という性格上、この条までは要らないんじゃないかとか、例えば研修は運用のほうで定めていけばいいんじゃないかというところは、けんけんがくがくとこちらの委員会のほうでしっかりと話し合いをできたらなというふうに考えております。以上です。

○矢田貝委員長 確認ですけれども、新政自民さんのこの提出資料の中で、ほかの議会の条例を参考にされたというところっていうのは、具体的にどこか書き込んでいただいているんでしたでしょうか。

渡邊洋介委員。

○渡邊委員 特段どここの自治体っていうところは入れておりません。

○矢田貝委員長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、公明党議員団の説明をお願いいたします。

津田委員。

○津田委員 それでは、公明党議員団としてですけれども、細かい部分は、追ってそういう機会があるとのことでございますので、今回見直しを単なる不祥事への対応に終わらせるのではなく、政治倫理の基準を明確にし、透明性と説明責任を高めるとともに、公正な審査手続の実効性ある議会の自浄作用を確立することを重視しております。

それで、先ほどのお話ともちょっとかぶるかもしれませんが、うちは、他市の参考でつけてありました多治見市と、それから大津市でしたよね。

(「はい」と声あり)

大津市と、あとはどうだったかな、多治見市と大津市、それからあとは、その2つのほかにもちょっと意見がいろいろ出てまいりまして、その他市のほうには、パワハラですとか、あと、議会の中にも、言葉ではいろいろな部分で、議長がどの議長かとか明確に分けないといけないとか、議長も2つの議長が出てくるとかっていう場面が出てきますので、そういう審査会の議長ですとか市議会の議長だとかっていうのを分けるだとか、大まかに言いますと、そういうような細かい部分もチェックをしていっております。皆さんとの意見がいろいろと網羅できるような形で、我々が出した部分と、また、全然足りない部分も

あるかと思いますので、議員全員がやっぱりチェックして行って、本当にきちっとした形のものをつくっていくっていう部分で、また協議をこれから重ねていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢田貝委員長 ありがとうございます。今、新しく私たちが共有している平川市と多治見市以外に大津市というのも出てまいりました。確認でした。

次に、信風さんで、伊藤委員、お願いします。

伊藤委員。

○伊藤委員 私たちは、説明責任をしっかりと果たすことができ、また、実効性のある条例に改正できるように考えてまいりました。また、市民に対して、条文の真意だとか私たちの思いが伝わり、また、信頼していただけるように考えたつもりでございます。

また、研修でありましたように、学ばせていただきましたように、ハラスメントほか様々なことが、やっぱり私たちが米子市議会として条例をつくったときとまた社会が変化しておりますので、そちらのほうも十分網羅できればいいなと考えております。以上です。

○矢田貝委員長 確認ですけれども、この共有した2市の政治倫理条例以外に、これはというふうなところが参考にされたのがあれば。

伊藤委員。

○伊藤委員 2市も見たんですけれども、いろいろたくさん見まして、いろいろたくさん見た中で、どこを参考にしたというよりかは、こういうふうな文面が今多いんだなとか、こういうふうな考え方が今どんどん改正されているんだなあというふうなところを受け取り、文案にしました。だから、どこっていうところはないんで、すみません。お願いします。

○矢田貝委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、緑風会、鷲尾委員、お願いします。

鷲尾委員。

○鷲尾委員 会派緑風会の鷲尾です。今回、我々も、初めてのことであったんで、いろいろ難しかったところもあるんですけど、ちょっと優先順位を決めてやらせてもらいました。

何点かあるんですけど、優先順位の高い順に、4条、7条、12条、13条、14条っていう形にちょっとやらせてもらいました。参考にした市などは、一応明記するような形にはしています。

あとは、皆さんの意見も聞いて、納得のいくような形で進めていきたいなと思っております。以上になります。

○矢田貝委員長 ありがとうございます。たくさんの参考にされた自治体の例も書き込んでいただいております。ありがとうございます。

それでは、次に、日本共産党米子市議団。

又野委員。

○又野委員 私のほうでは、今回、元議長の収賄事件に限らずっていう意見が先ほどからあったんですけども、やはりそこを大きく問題として改善をしなければいけないかなと思いついて、今回の意見を出させていただきました。ほかの参考としてSide Booksのほうに載ってたのも見させていただきまして、基本的なつくり方としてはそんなに変わらないのかなと思って、特にここを改正したいっていうのが、あまりどうしてもここって

いう部分が私の中ではなかなか見つけることができなかったので、その他のところで、どうやったらそういうお金を受け取ったりだとか、そういうことをなくすことができるのになっていうところを中心に考えました。

基本的には、お金を受け取ったりするっていうのは禁止されてるっていうのは、いろんなところを見ても、これ条例じゃないんですけども、選挙管理委員会のホームページとかに、やっぱり政治家個人への政治活動に対する寄附っていうのは、金銭及び有価証券によるものは原則禁止されているっていうのがもうはっきり書いてあるにもかかわらず、これ法律でもそういうふうに書いてあるのをまとめた言葉なんですけれども、今回そういうようなことが起きてしまったっていうのは、何で起きてしまったのかなということを考えると、ただ文面として条例に、第4条のところにあるんですけども、「いかなる金品も受領してはならない」っていうのはあるんですけども、それが書いてあるだけじゃ、なかなかそれを実際に行動に移すっていうか、できないんじゃないかなと思って、自分からそれが積極的にそういう意識を持てるような改正をする必要があるのではないかなと思って、今回の意見を出させていただいたところです。以上です。

○矢田貝委員長 ありがとうございます。

それでは、門脇委員。

○門脇委員 私としましては、この倫理条例の改正において一番重要なポイントは、先ほど渡邊委員もおっしゃいましたけれども、実効性のある倫理条例にすること、形骸化してはいけないということが最重要であると思います。当然のことではありますが、改正前より改正後のほうが規制が緩くなったりとか、縛りが緩くなったりとかいうことは当然あってはならないと思いますので、4月に起きた受託収賄事件ももちろん背景にあったと思いますから、それらを含めて実効性のあるものを皆さんで議論して考えていきたいと思っています。

その中で、割と今までのお話聞いておりますと、4条というのが最優先事項であるというような声も聞かれましたが、私としましては、一番重要になってくるのは第6条及び第7条ではなかろうかと思っています。ちょっと過去を遡ったんですけども、実は、この第6条というのは、平成30年、制定されたのが平成26年ですから4年後の平成30年に改正をされています。どのように改正されたかという、議員の職員に対する提言、当初は全て記録に残すというものだったんですが、これを第4条の1項の規定に係るもののみ記録に残すということになりまして、実は、その平成30年から今年の3月31日までの間、残っている記録はゼロ件です。平成26年、策定された当初から約2年間の間には68件の記録が残されています。

一方で、今年の4月1日から執行部のほうでは運用が変わりまして、4条1項の規定にかかわらず全ての記録を取られております。4月から現在まで約5か月間で15件の記録があるということを見れば、実は、この平成30年の改正によってこの倫理条例が形骸化してしまったと言えるのではないかと考えております。そういった観点で、6条、それから、今度7条、これ請求の要件になりますけれども、この2点、非常に重要な点と考えております。そういったところで改正案を提出させていただきました。

○矢田貝委員長 ありがとうございます。それぞれの報告をいただいたわけですが、それぞれが考えられたことがここに書き込んであります。議論の優先順位っていうの

もあります。それから、全体の構成を見直していかないといけないというようなところもあります。

若干、又野委員から御意見をいただいたところについては、全体の中で私が感じたことですけれども、この条例を見直す中で、個々人の政治倫理をつていう、その実効性を高めていくための中身をよりよくしていくって議論と、もう一つ、議会全体として、どのようにお一人お一人の倫理観を高めていくための取組ができるのかっていうのも議論していくべきではないかという視点で、ここに書き込みましたという意見も出ていたようですので、又野委員には、具体的にはその項目には意見はいただいてないんですけど、その他でいただいた意見もその部分に重なるんじゃないかなというふうに理解をしておりますので、この委員会としては、当初の予定どおり一つ一つの、順番は別といたしまして、条例の見直しという視点で必要な項目を議論していくというふうにさせていただきたいと思います。

その点はよろしいでしょうか、皆様。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 これからですけれども、今いただいた大津市、千葉市、また、緑風会のほうからいただいた、参考にされたたくさんの議会の政治倫理条例につきましては、今までのような多治見、平川のように全議員に共有していくべきかというところについては、たくさんの地域を参考にされておりますので、そこまではいいのかなというふうに考えているんですけど、その点についても、この委員の皆様方の議論の中で個々人でしっかり入り込んで参考にしていくという考え方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 じゃあ、それは確認をさせていただきます。

あと、構成につきまして、それでも私の思いとしましては、この議会のこの形がいいんじゃないかなっていうある程度思いを共有した中で、それに沿った議論に進めていく、この間の4市議員研修の中で講師の先生がおっしゃっていた、よいところは、もう積極的にまねて取り入れていくっていうのもありなんじゃないかなっていうふうな考えを参考にしますと、米子市もしっかりと考えてある条例ではありますけれども、よりお力が入れたという4条のところや6条や7条が大事じゃないかとおっしゃった部分も含めて、どこかを参考にしていきながら話し合っていくっていう方法もあると思いますし、まずは、1条ずつ各会派が言われたところを目を通して文言をそろえていくという方法もあると思うんですけど、米子市の条例、順番にいくと、多分ばらばらしちゃうと思うんですね。

なので、目指すべき、こういった流れで議論すべきじゃないかな、こういう議会、米子市の新たな政治倫理条例の構成を目指すべきじゃないかなって議論があってもいいのかなというふうに考えてはみるんですけど、これからの議論の進め方というところですけど、皆さんの意見をお伺いしてみたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員 すみません。申し訳ないです、ちょっとよく分からなかったんですけど、私としては、特に説明もなかったので、1条のほうから、皆さん各会派で御意見出されますので、1条の出された意見から議論をして、じゃあ、1条はこのように改めましょうとか、順番に進んでいくものなのかなと思っていたんですが、そうではなくということな

んでしょうか。

○矢田貝委員長 そこを相談。

(「相談して」と声あり)

○門脇委員 私はそれがいいのではないかと、せっかくいろんな改正案として条文もしっかり書かれて皆さん提出されているところもあるので、その辺、一つ一つ、ちょっと時間かかるかもしれませんが、ここは採用しましょうとか、ちょっとこれはどうなのかみたいな議論をしながら1つずつ進めていくのがいいのではないかと考えております。

○矢田貝委員長 そこを皆さんで御議論をいただければいいかなというふうに思っておりますので、どうぞ。

塚田委員。

○塚田委員 私も門脇委員と一緒に、結局、全部がきちっと決まらないうと外に出せないで、1個1個やっていったほうがいいんじゃないかなと。いろんな意見があつて、どこが重要、どこが重要っていうのは様々だと思うんですけど、1個1個やっていって、きちんと最後まで通してやっていったほうがいいんじゃないかなと思いますので、それでいいと思います。

○矢田貝委員長 ほか皆さんの御意見はいかがでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 私も同様で、やっぱり一つ一つやっていくべきかなと思ってます。全体の組立てとしてとか全体の思いは、さっき皆さんがおっしゃったそのことに尽きるのかなと思ってますので、実効性あるというようなことや、私なんかは信頼していただけるようにとか、そういうようなところで、もう皆さん言われたんじゃないかなと、そこは結構共通認識が図られてるところじゃないかなと思っています。以上です。

○矢田貝委員長 又野委員。

○又野委員 同じ意見にはなるんですけども、せっかくこうやって出してありますんで、まずはこれで進めて、1条ずつでも、何条ずつになるか分かりませんが、進めていただいて、最終的に、特に全体としてやっぱりこういうふうに変えたほうがいいっていうのがあるとしたら出てくるかもしれないので、そのときにでも、また全体としてのバランスとかは考えてもいいのではないかなと思います。以上です。

○矢田貝委員長 津田委員。

○津田委員 私も順番にやっていったほうがいいと思います。逆に、順番じゃないやり方っていうのは、緑風会さんが出しておられた、どっか先にやるっていう意味合いかなというふうに思ってるんですけど、順を追ってやって、あと、先ほど委員長が言われたように、どこの書式というか、どこの体裁よくというか、そういうところがまた問題になってくるのではないかなというふうに思いますので、ちょっとその辺をまた協議すればいいかなと思っております。以上です。

○矢田貝委員長 鷺尾委員。

○鷺尾委員 私も、それで全く問題なく思います。もちろんそのつもりで今日は来ましたんで。すみません。

○矢田貝委員長 そうですね、分かりました。ありがとうございます。

それでは、皆さんの同意が得られております1条から丁寧に見ていきたいというふうに

思います。

じゃあ、この項目につきまして御意見をいただいているところ、新政自民さんからよろしいですか。

渡邊洋介委員。

○渡邊委員 説明の前に、新政自民の改正案のところですね、赤字にしてなくてちょっと変わってるところがあったんですね。ちょっとそれだけ実は公明党議員団の皆様と同じところを修正しておりますので、御説明いたします。

第1条の5行目の防止するための赤文字の必要なところ、私たちも「措置」ではなく「事項」というふうに書いておりまして、ちょっと赤に直すのを間違えてしまいました。失礼いたしました。ちょっとこういうように、共通なところは同様に改正していきたいというふうに思っております。

その上で、改めまして今回の改正のところということで、この条例のまず目的となるというところでございまして、公正性、透明性に加えて、新たに、説明責任ですね、これを位置づけたということで、信頼確保のところを明らかにこの条例の目的として明確にしたという意思で、この条文を作成いたしました。なので、ちょっと議員活動の公正性、透明性及び説明責任を確保するということをも明確にしました。で、信頼というところで、市政及び議会に対する市民の信頼を確保するということを改正が必要な点として追加で明確にさせていただきました。以上でございます。

○矢田貝委員長 このことで、御説明いただきましたけど、確認しておきたいようなことはほかの委員の皆様からございますか。

門脇委員。

○門脇委員 すみません、じゃあ、1点だけ。公明党さんも同じで、「措置」というのを「事項」に直されていると思いますけど、すみません、この「措置」を「事項」に直してらっしゃるという意味というか、ちょっと分かりかねたので、御説明をもしいただければと思いますが。

○矢田貝委員長 渡邊洋介委員。

○渡邊委員 もう本当に、ただ言葉の選び方の問題、「措置」だと、何か具体的な行動があって、具体的に措置します、何て言えればいいんでしょうね、罰則じゃないですけど、そういう具体的な勧告っていう措置とか、そういったような具体例、具体的な行動を示す言葉かなというところで措置という言葉を使っておりますが、これ、そもそも委員長、この後、手続的な話が出てきたりするのは、手続は措置ではないので、そこを「事項」というふうにただまとめたというところで、言葉を換えてこの「事項」という言葉を選びました。以上です。

○矢田貝委員長 よろしいですか。

○門脇委員 いいです。

○矢田貝委員長 そのほかに聞いてみたいこととかある委員の皆様いらっしゃいますか。

それでは、公明党議員団のほうから御説明をいただけますでしょうか。

津田委員。

○津田委員 では、先ほどの新政自民さんのほうとうちが、一緒なような文言っていうようなことかぶる部分っていうのがありますけど、赤字で変えてあるところなのですけれ

ども、責任と自覚を持つということで、説明責任ということですね。それからあとは、市民に信頼される議会を実現するということでもあります。公正、透明と、それからあとは議員の説明責任、それからあと、市民から信頼されるというようなところを変更というか、変えております。というようなところで、読んで書かれてるとおりだというようなところでございますけれど、以上でございます。

○矢田貝委員長 今の御説明に対して質問等がありましたら。

それでは……。

(「すみません」と伊藤委員)

質問ですか。

○伊藤委員 1つ戻るんですけど、ごめんなさい。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。新政自民さんのところで、改正が必要な点で「この条例は」っていうのは要らないって書いてあるけれども、斜め下の改正案、さっき渡邊委員が言われた改正案は、「この条例は」って書いてあるんですね。ここはちょっとどう考えたらいいんでしょうか。

○矢田貝委員長 渡邊洋介委員。

○渡邊委員 非常に分かりづらくしてしまい、申し訳ございません。そもそも今この進め方として、1条ずつやっていくんだよというところで共通認識を図っていたところではございましたが、これは、この委員会のテーブルの上に皆さんでのっけながらお話を進めていくんだというふうに捉えておりまして、そうしましたところ、一応、せっかくですので案は多いほうがいいのかなというところで、私と塚田委員との2人のまず会派として方向性を定めるところ、先ほどのハラスメントだったり、SNSっていう個別の事項として入れましょうというところは会派で共通にはしているものの、こういうふうなせっかくの場ですので、私と塚田委員の意見ということで、皆さんと一緒に考えていけたらなという、テーブルにのさせていただいたという、ちょっと非常に分かりづらいやり方をして提出をしてしまっております。私の説明不足でした。

○矢田貝委員長 伊藤委員、大丈夫ですか。

○伊藤委員 はい。

○矢田貝委員長 津田委員に対してのことは皆さんなしということで、次に進んでよろしいでしょうか。

ちょっとここ特徴だなと思いましたが、今、渡邊洋介委員がおっしゃいました項のところに条文が長いってあります。

(「はい、そうです」と渡邊委員)

そのことについては、公明党さんが、1はないにしても、2、3と分けていらっしゃるというところがそういうところにもあるのかなと思いました。

それでは、信風のほうから御説明をお願いします。

伊藤委員。

○伊藤委員 ここに記載しましたけれども、「市民の信頼に応える」という文面だけでは抽象的ではないかなと思ったところでした。ですので、改正案として、「必要な措置を定めることにより」の後に、「議員がその職責を全うできない場合における報酬の扱いを含めた

厳格な自浄措置を確立し」などを付け加えて、制度の穴を埋める姿勢を明文化するというふうにしております。「措置」と「事項」ってさっき公明党さんのところにでもありましたけれども、私も十分にそこは勉強してなかったのも、また改めてちょっと調べてみたいと思いました。以上です。

○矢田貝委員長 皆さんから質問等がありますでしょうか。ないですか。

津田委員。

○津田委員 すみません、制度の穴っていうのは、書いてあるんですけど、「制度の穴を埋める姿勢を明文化する」っていうのは、例えで言うと、例えっていうか、どんなことなかなんかと思って。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ですので、さっきも言いました「市民の信頼に応える」だけでは抽象的でないかなと、そういうふうに思ったところでした。で、現行条文がそういうふうにちょっと抽象的で分かりにくいというようなところに、市民の皆さんも、不祥事が起きた後というようなことも見ていらっしゃるというようなこともちょっと意識しながら、報酬の不支給だとか制限などがあるというようなところを明確な根拠としては不十分ではないかなとこの条文では思ったところで、それをそういうふうに言ったところでした、制度の穴と。以上です。お分かりいただけましたでしょうか。

○矢田貝委員長 津田委員。

○津田委員 だから、こういうここで上げてる受託収賄罪とか、そういうところの制度の穴埋めっていうのが私ちょっと理解ができなかったもんで聞いたんですけど、何ていうか、今ある部分で当てはまらない部分があるから、ちゃんと抽象的な部分を具体化しましょうねっていう話の意味合いですかね。

○伊藤委員 そうです。

○矢田貝委員長 渡邊委員。

○渡邊委員 伊藤委員にちょっと確認なんですけど、私もこの制度の穴埋めというところで、これは、後段のほうに条例の改正の中で別に定める条例みたいなところで出てくるんですけど、やはりここは目的は目的でこういうふうな案文で定めながら、さらに何か法律など、そういったものをまたもう1個つくるっていうようなイメージですか。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ここは条文の中の目的のところなので、目的のところにもしっかりと明文化しておく、書いておくということです。

○矢田貝委員長 そのほか御意見ありませんか。

新政自民さんと公明党議員団さんからは、「措置」についてを「事項」というふうに広く扱われた。逆に、思いは同じなんですけれども、信風さんのほうは、そこをしっかりと、「措置」よりもより厳しいものをこの条文の中に入れ込んでおくことで、よりこの政治倫理条例が締まってくるんじゃないかという狙いみたいなものがあると思うんですけど、ここを目的に入れるか入れないかっていうところについて2つの方向があるというふうに私は理解したんですけども、そのところを皆さんから、中身もそうなんですけど、しっかりと、措置をより厳しくする条例なんだっていうところを目的に入れ込むほうがいいのかどうなのかっていう、この2択について御意見を伺ってみたいと思いますけど。

門脇委員。

○門脇委員 伊藤委員が言われた、ちょっと細かく個別具体的に措置の内容を明文化するといった意味合いだと思うんですけども、渡邊委員言われたように、具体的な措置の内容って多分14条の辺りで個別具体的に定めるものかなと思います。それを目的にしっかり入れましょうっていう意図だと思うんですけど、ちょっと全体を通して、その目的の部分を、いろんな意味が包含できるようなニュアンスの目的、個別具体にしていまい過ぎるよりも、あくまで目的、こういう目的にしましょうの向かっていく指標ですので、どちらかというと、ちょっと広い意味で解釈できるような目的にしたほうがいいのではないかなと思います。

そういった意味でいうと、今の「措置」なのか「事項」なのかは別として、「必要な措置を定めることに」っていう部分に伊藤委員のその思いは含まれてるんじゃないかと思うので、なるべくちょっと広い範囲で捉えられるような目的の記述にしたほうがいいのではないかなと個人的には思っています。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。すごくこだわっているわけではないですので、皆さんの意見がおおむねそうであれば、それで構いません。

○矢田貝委員長 ほかに御意見がありますか。

〔「なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 じゃあ、門脇委員のお考えのところで、皆様、それ以降がなしという御理解でいただけましたでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 それでは、具体的に文章の中で、じゃあ、「事項」と「措置」について整理をしてみましようか。

そこについては、帰ってからしっかり調べますっておっしゃった委員もあると思うんですけど、事務局、何かヒントみたいなコメントをいただけますか。

私は、渡邊洋介委員と同じ思いで受け止めているところなんですけど、広くこの条例の中で定めることができるのには、「措置」よりは「事項」としたほうがいいかなと思ったところなんです。

田村次長。

○田村事務局次長 事務局のほうとしましても、渡邊委員のおっしゃったように、「措置」というと具体的なところっていうことになって狭められてしまうと思いますので、広い意味で「事項」というほうが適切ではないかというふうに思います。

○矢田貝委員長 どうでしょう。

津田委員。

○津田委員 私も、「事項」としたほうがいいというふうに考えております。

○矢田貝委員長 じゃあ、この言葉につきましては「事項」ということで進ませていただきたいと思います。

あと、信風さんの御説明の中で伊藤委員からいただきましたけど、より実効性を高める条例にするため、また、この制度の穴を埋めていくっていうところについては、市民の皆様へ応えていける、しっかりとそういった内容にしていくべきっていうところでは、新政

自民さんと公明党議員団さんが書き込まれた、市民に信頼される議会を実現するためにも、こういった事項が必要じゃないかっていうお考えの表明だったように思いますので、この新政自民さん、公明党議員団のいただいた意見から、第1条、目的のところには整理に進んでいくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 では、書き方が長いという条文の意見も一部出たということですので、これを公明党議員団、第1条の「この条例は」のところから2、3となっているところにつきまして、これで添えるのであれば、新政自民さんのものを足した上で、こういった書き方もあるんじゃないかなと思うんですね。御意見が頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

又野委員。

○又野委員 私、比べてみてっていうか、全体を比べてみてですけども、文章が長いっていう意見もあるのを考えながらですと、公明党さんが出されたのが、項目も分けてあって見やすいのではないかなと思って、私の中では、その公明党さんのほうがいいのではないかなとは思ってはおります。以上です。

○矢田貝委員長 毛利事務局長。

○毛利事務局長 先ほどの又野委員にということではなくて、この文言について、条文についてという今お話だったので、一つ事務局からの考え方として、条例に当たっては、当局も含めて法制のほうと十分文言について最終的に調整もするということは踏まえておいていただきたいなということでございますので、ここで話しになる場合には、その思いのほうをしっかりと議事録にとどめておくということで内容が絞れてくると思っていますので、「は」がいいのか、「の」がいいのかとかっていうところのこだわりっていうところはあまりここで話をされることではないんですが、なぜそのようになっているのかという思いのほうをしっかりと残しておいていただくことが必要だというふうに思っております。ちょっとややこしい言い方になって申し訳ないですが、最終的な条文については整文化してまいります。その整文化のときに、思いが間違っ伝わらないように気をつけていただくような御意見をお願いいたします。

○矢田貝委員長 又野委員。

○又野委員 ですんで、この中で一旦まとまったのを法制の係のほうに出して修正していただいて、またこちらに出して、これでいいかっていうのを最終的に諮るということではないんですね。

○矢田貝委員長 毛利事務局長。

○毛利事務局長 最終的な条例改正につきましては、そのような形になっていくというふうに思います。

○矢田貝委員長 いいですか。

当然その段階の前に、私たちが議論したことが一つの案として整理されていって、今はそれぞれのいただいた意見が横に並んでますけど、まとまって絞られて、今度は大きな、横並びではなくて、縦の条文で1枚のペーパーで見れるような形にスリムになってくるというふうに思います。

門脇委員。

○門脇委員 私としては、この目的、長いとあんまり思っておりませんで、この倍ぐらい何か文章があったら長いかなと思うんですけども、そういったところを見て、渡邊委員が出されてる案が、とても説明責任も記載されてて、すっきりしていいんじゃないかと思ってます。変に1項、2項、3項と同じ内容のものをまとめるものだと思いますから分けるよりは、これでまとめてしまって、特に読みにくいこともないですし、適切な長さじゃないかなと思っているんですけど、皆さん、いかがでしょうか。

○矢田貝委員長 鷺尾委員。

○鷺尾委員 そうですね、私も今読んでるんですけど、特に長いという意識は持たないんです、それでよろしいかと思います。

○矢田貝委員長 新政自民さんのですね。

○鷺尾委員 はい。

○矢田貝委員長 津田委員。

○津田委員 いや、私は分けてるほうで出してるんで、こっちでいきたいというふうに思っていますけど、分かれて、すみません。

○矢田貝委員長 塚田委員。

○塚田委員 事務局の説明もあったので、この両方でどうですかというぐらいでもいいんじゃないかなと思うんです。ここでこの文章にいきましょうというわけじゃないって説明がさっきありましたんで、両方の意見がありましたんで、新政自民か公明党さんか。でも、形は似てるので、あとは法整備していただくところでやってもらったらいいんじゃないかなと思って、一回それで投げかけて戻ってきた分を、我々でまた話し合いをしていけばいいかなと思います。

○矢田貝委員長 ほかに御意見等ありますか。

きちっと文章を整えていただくまでには何回も話をしていく機会があると思いますので、次の資料提供のときに残っていくのが、この2つの文章が案として残ってくるというところで、今日は皆さんの共通認識が図られたということで、次の条に行かせていただいてもよろしいですか。

じゃあ、2枚目になります。第2条についてです。

順番は同じですけども、新政自民さんから御説明いただけますでしょうか。

渡邊洋介委員。

○渡邊委員 第2条、議員の責務ということで、今の現行の条文に追加するという形で作成をしております。その追加したものというものは、先ほど目的にも上げました説明責任の話、そして、議員の職務の公正性と透明性を確保するというところで、元の条文に2つ目的のときに追加したものをここでも追加するというところで、赤字で改正案を出しております。以上です。

○矢田貝委員長 その他の委員の皆様からの御質問等がありますでしょうか。私は待つことができるようになりましたので、皆さん、大丈夫ですか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 それでは、公明党議員団さんのほうから説明をお願いします。

津田委員。

○津田委員 私どもは、改正が必要な点につきましては、議会としての責務を追加してお

ります。

それからあと、2番目で、市民の役割の記載について、これは検討事項なんですけれども、多治見市議会の1章から4章に分けた記述が参考になるのではないかと、2章の初めに、不正な要請の禁止、それからあと、第5条を参考にすればよいのではないかという意見が出て、このようにしております。それからあと、3の当局についてですけども、当局には、会の内容が契約の請負等への不正介入が考えられる場合の傍聴禁止の徹底を求めることっていうことで、拒否した議員名はっていうようなことを市議会議長に報告するというような責務を記載してはどうかということを書かれておりまして、それで、改正案では、議会は、任期開始にこの条例の研修と、任期中に政治倫理に関する研修を行わなければならないということを記載しました。

それからあと、2番目に、市民の役割っていうようなことで書いとりますけれども、市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じて議員に説明責任を果たすことを求めることとするというように、あとは、議員に対して不正な要求を禁止しないということを書いて、それから3番目に、当局の責務ということで、当局は、先ほど言いました契約請負等の内容の会に議員等不正介入の可能性がないよう、出席、傍聴の制限規定を遵守しなければならないという守ってほしい事項を記載しております。以上です。書かれてるとおりなんですけど。すみません。

○矢田貝委員長 その他の委員の皆様からの御質問等はございませんでしょうか。

渡邊委員。

○渡邊委員 質問といいますか、この委員会でぜひ皆さんにお伺いしたいんですけれども、先ほど公明党議員団様のほうからありました研修という話、この議員の責務の中で公明党議員団さんは入っておりますが、私たちは別条として研修ということを追加で入っております。これをここに入れるのかどうか、それとも別にするのかって今議論があるのかなと思うので、ちょっと意見を皆様にお伺いしてみたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 私もそこは重要なところかなと。どこの条に入れるのかってというのは重要なことかなと思いますので、その辺は皆さんでやっぱり検討してみるのがいいんじゃないかと思います。

○矢田貝委員長 今回、本市の現状の条文によりますと、議員の責務となっているのが第2条になります。公明党の議員団さんの意見の中でも、議会であるとか市民っていうところをうたう場合には、当然、別の条で扱っていくということが括弧書きがしてありますので、議会の取組について定めるところには共通の認識がいただけてるのではないかなというふうに思いますけども、この点はいかがですか。

渡邊委員。

○渡邊委員 こちらのほうで会派で作ったところはあるんですが、私、ちょっとこれを見ながら思っていたのは、7条以降に手続の条文が続いてくるので、整理として2条のほうに入れたほうがもしかしたらすっきりするかもしれないなと、「議員の責務」というふうに入れているので、というふうには、あくまでちょっと今出していただいたところでの感想でございます。

○矢田貝委員長 議員の責務というところについて絞って第2条を捉えるということで考えますと、新政自民さんの御意見を中心にというようなのが今の公明党議員団の説明を受けての最終の意見ということで置いときまして、次に、信風さんの意見のほうを伺ってみたいと思います。

伊藤委員。

○伊藤委員 この「自ら率先してその説明責任を果たさなければならない」というふうにありますけれども、前議会のそのときは、身体拘束があったということで、説明責任が果たされなかったというふうに感じておりました。

ですので、それを踏まえて、5の部分に、「議員は、刑事事件に関し逮捕、勾留等の容疑者又は被告人となった場合は、公訴の提起又は司法の判断を待つまでもなく、議員としての高い倫理的責任及び職責不全の現状を重く受け止め、誠意をもって自らの進退について判断しなければならない」、または「自らの進退について判断を行うとともに、市民に対する説明責任を速やかに果たさなければならない」というふうに入れておりますが、それこそさっきと一緒に、ちょっと本当に狭い範囲になってしまっているのかなという気持ちもしております。ですので、大きく捉えて、新政自民さんの意見、また、公明党議員団の意見でもいいかなというふうに今思っております。以上です。

○矢田貝委員長 今の御説明に対して、質問、御意見等がありましたら伺います。

津田委員。

○津田委員 この改正案のところになりますけれども、以前も何かの会議でちょっとここが非常にクローズアップされたんじゃないかなと思うんですけど、「刑事事件に関し逮捕、勾留等の容疑者又は被告人となった場合」ってあるんですけど、この「司法の判断を待つまでもなく」って書いてあるんですけど、そこが前のときに、何かひょっとしてそれは違った場合はどうなんだとか、何かいろいろ意見がそこで割れたことがちょっとありましたよね。ああいうところが、ここはどうかなというふうに私自身はちょっと考えるんですけど。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。本当にまさしくそうなんです。でも、明確に犯罪ということでなくても、誤解を生んでしまったということに対して、やっぱり説明責任なり、そういう場がなければならぬというふうにそのときの議論もあったんじゃないかなと思います。でも、先ほど言ったように、やっぱり何か狭い範囲になっておりますので、大きく捉えて、それは下ろしてもいいかなというふうに今思っているところです。

○矢田貝委員長 そのほか御意見が。

門脇委員。

○門脇委員 私としては、伊藤委員のおっしゃる、例えば逮捕、勾留、身柄拘束された場合などっていうのは入れてもいいんじゃないかなと思ってますが、ただ、この改正案のままだと、線が引いてあるところ、「誠意をもって自らの進退について判断しなければならない」だと、この改正が必要な点って、上の部分にある弁護士を介した意向確認とか、その辺がちょっと反映されてないような気がします。もしこういった意向を反映するのであれば、逮捕、勾留された場合に、弁護士などを通じて説明責任を果たさなければならないと

か、そういった内容に改正するほうが伊藤委員の意向に近いのではなかろうかと思います。あくまで、これは疑いが持たれた場合に説明責任を果たさなければならないという現行の条文ですから、要するに、犯罪を犯してなくても逮捕された場合に、その弁明をする機会ということも逮捕、勾留されたところから弁護士を通じて行うことができるというふうにも解釈することもできますので、そういったふうにして入れてみてもいいんじゃないかなとは思っていますが、伊藤委員に対しての質問だったので、どうかなと思って。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます、うまくまとめていただいて。それこそ弁護士もなかなか分からなかったりとか、あと、弁護士を通じなければ本人に接近できないというようなところが、私は大変前議会のときにショックっていうか、ショッキングだったわけですので、ちょっとそこら辺の部分は、本当にこれを出したときにはこれは必要なのではないかなと思っていたところで、それこそさっき門脇委員がまとめてくださったように、弁護士を介してというような一つの文があれば、弁護士に、こういう条文があるので、それはこういうふうに説明責任を果たさなければならないんですよ、弁護士を通じてでもというふうに言っていけるのかな、それこそ実効性なのかなというふうに思ったところです。答えになってますでしょうか。以上です。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 すみません、ちょっとしゃべった後で申し訳ないんですが、当然法的に可能かどうかという問題はあろうかと思うので、その辺りはしっかり検証して入れるかどうか検討すべきだと思います。

○矢田貝委員長 そのほかございますか。

私が発言したいときには副委員長についていうルールがありますが、私はこの場でしゃべっておりますけれども、信風さんの御意見のところ、ここでなくても、次の、具体的に、こういった刑事事件に関するような事案が発生したところっていう、別の条の中でしっかりと書き込んでいけることでもあるのかなという印象があります。

その上で、もし議員の責務として入れるとすれば、新政自民さんの改正案のところの4のところに、続きとして何らかの追加が、もし自分で表明ができなかったときには、このように努めなければならないというようなことを書き込むとかということなのかな、でも、これは政治倫理条例における議員の責務であるので、それを逸脱してしまったケースについて議員の責務のところまで入れられるのかっていったら、ケースごとに後段で書き込んでいけることであれば、そのほうがすっきりするのではないかなっていう印象を受けているところです。

もう少し皆さんで、信風さんがここでなくてもいいというふうな御意見もいただきましたけど、後段でもいいんじゃないかっていう御意見であれば次の条に進んでみたいと思うんですけど、この辺の、宿題にはなってしまいますけれども、共通の御認識がいただければ3条に向かってみたいと思いますが、いかがでしょう。

門脇委員。

○門脇委員 すみません、今のは信風さんの案に対しての質問だったと思いますので、ちょっと2条に関しての議論をさせていただいてもいいでしょうか。

○矢田貝委員長 はい。

○門脇委員 疑問点というか、皆さんにちょっとお尋ねしたいんですけども、議員の責務を定めたのが第2条でありまして、新政自民さん、それから公明党さんのほうは、塚田委員のほうですかね、議員及び市民の責務、あとは、公明党さんでいう当局の責務、市民の役割ということで定められていますけれども、政治倫理条例っていうのは、ちょっと私の認識ですけども、そもそも議員に対する責務というか、例えば政倫審を設置するにしても、市民に対して責務を求めても、それに違反したからといって市民を政倫審にかけるとか、当局を政倫審にかけるっていうことができないという認識でおるんですけども、もしそうだとしたら、ここで議員の責務以外に市民の責務とか当局の責務っていうのを定めてしまっても、あまり意味がないというか、目的に沿わないんじゃないかと思ってるんですけども、いかがでしょうか、この点は。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 平川市のほうでは、たしか市民の責務ということで定められていたと思います。平川市か、多治見市かどちらかだったと思うんですけども、市民の責務ということで定められていたと思うんですけども、ちょっとそこは実は読んだとき私も疑問を感じていた部分でして、どうなのかなと思っていました。

○矢田貝委員長 またしゃべります、すみません。全く市民の責務と触れてない自治体の政治倫理条例もございますし、門脇委員がおっしゃったところも全くそうだと思います。それも、市民の役割と書いているのか、責務と書くのかでも全く違ってくると思いますが、この私たちが今進めている中では、米子市の条例のとおり（議員の責務）というところについて、まず次に進める状況にあるのかというところで、公明党議員団さんのいう議会、それから当局っていうところ、また、市民の役割っていうところについては、必要かどうかっていうところは、また論じる機会があればなというふうに思っているところですし、新政自民さんのほうにも議員及び市民の責務っていうふうにいただいていますけど、まずは現状からいくと、議員の責務についての今は議論というところの整理でいいかなと思うんですけど、その点はいいですか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 その上で、今言われた議会や、それらをどうしていくのかっていうところは、もう少し進みながら、ここで触れてるなっていうところもお気づきになる点も出てくるかと思うので、まずは、新政自民さんのいただいている改正案の中に信風さんのところも入れ込むのかと、私、少し入れましたけど、それも後段というところで、基本、次の議論をするときには、新政自民さんの改正案を一つの集約した形で、もう一度次の議論に向かえるというふうにさせていただきたいと思います。

塚田委員。

○塚田委員 公明党さんが出していただいている一番最初の①のところですけど、研修の話が入れたがいいじゃないかなって私もちょっと思ってたんですけど、渡邊委員も一番最後のほうに研修の話を持っていきましたとは言ってるんですけど、ここで、もう責務として研修を行わなければならないっていうのは入れてしまってもいいんじゃないかな、で、最後のほうは研修がなくても、流れ的にもそっちのほうがいいんじゃないかなと思ったりするので、そこも踏まえて、公明党さんが出していただいた分をプラスアルファで、あと、伊藤委員さんも言ってくださった信風さんの部分も入れることも考えながらの2条のところ

いいんじゃないかなと思ったりはするんですけど、どうでしょうか。

○矢田貝委員長 津田委員。

○津田委員 要は、議員のことだけで入れるっていうことで理解しましたけれども、私もこれで議員のことだけで言っていけばいいのかなっていうふうに感じております。だから、公明党で出している②、③については、後段で、もしも何かのところで出てきたらこいつを入れ込む、出てこなかったら、その場ではまた考えていくというようなことでいいというふうに思います。

○矢田貝委員長 そのほか御意見ありますか。

門脇委員。

○門脇委員 すみません、それからもう1点、大事なところかなと思うんですけども、渡邊委員の出されてる案の中で、説明責任の部分なんですけど、「疑義を持たれたときは、市民に対する説明責任を果たすため、必要な説明を行うよう努めなければならない」という文言になってます。現行の条文では、「自ら率先してその説明責任を果たさなければならない」、「努めなければならない」とすると努力義務のような感じになってしまいかねないかなと思ひまして、現行の条文の「果たさなければならない」のほうが適切ではないかというふうに思ってますが、どうでしょうか。

○矢田貝委員長 渡邊委員。

○渡邊委員 その言葉の選びに関しては、そこまで、ここの中で決めていただければ大丈夫で、問題ございません。

○矢田貝委員長 皆様、いかがでしょうか。

次に示していただく案が出てくるときには、門脇委員がおっしゃったように、今の部分、赤字の下から5行目、「必要な説明を行うよう努めなければならない」のところを「説明責任を果たさなければならない」というふうに修正をいただいた私たちの議論のテーブルにのっけていただく文章に修正いただくということによろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 次の議論のチャンスをついていうところでしたけど、その次に私たちに示していただく資料の作り方としまして、米子市の条例におきましては、（議員の責務）というところがあります。その次に、条番は抜いといていただいても、議会の責務というところは項目として残していただきまして、公明党議員のところを一応参考に残す①の部分を残した資料作りということで、皆様、いかがでしょうか。

渡邊委員。

○渡邊委員 ごめんなさい。今言ってから、私が作成したときの頭の中のことを思い出して、申し訳ございません。今言われたところなんですけど、ここなんですけど、前段で「市民に対する説明責任を果たすため」っていうことで「果たす」、「果たす」になったから、「努めな」ってやってるんですね。「果たす」、「果たす」が繰り返されてしまうのでっていうところなので、確かに言葉選び自体は「果たさなければならない」というところで問題はあります。ただ、そうすると、ちょっと一部前段、何か修正が必要になってくるかなというふうに思っております。「果たさなければならない」っていう形にして、ちょっと私のほうでまた作るという形でもよろしいですか。それとも、何かまた。いかがいたしましょう。

(「投げていい」と声あり)

投げていいですか。分かりました。すみません、ちょっと分かりづらくて。

○矢田貝委員長 かなり自由に皆様の御意見を頂戴するほうがいいと思って、緩く皆さんから意見をいただいとります。次の資料提出までには、この議事録もきっちり振り返りながら、例えば委員長、副委員長も事務局としっかりと協議をした上で、もう一度皆様に示せる資料の作り直しというところで、皆さんの意見をなるべく拾った形で次の議論に向かえるようにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。いいですか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 ありがとうございます。

それでは、第2条につきましては、(議員の責務)というところで議論が落ち着きました。

次は、第3条、宣誓書の提出について、公明党議員団から御説明をいただきたいと思えます。

津田委員。

○津田委員 この項につきましては、公明党議員団だけだということで、まず、この改正が必要な点ということにつきましては、宣誓書の提出のみで終わっているということで、形骸化しているということで、改正案を政治倫理の宣誓ということで、ここに、第3条ですね、「議員は、この条例を遵守する旨の宣誓をしなければならない」というふうにします。それからあと、2の「前項に規定する宣誓は書面をもって、その任期の」っていうふうに、このところの赤字を、この「書面をもって」ということを付け加えるというか、入れます。

それで、あと、「30日以内に、市議会議長に提出することにより行う」、それで、3には、ここがちょっと「議長」とかというふうになってるので、ここは「市議会議長」というふうに、分かりにくいので、何の議長かっていうのがこれから出てきますので、審査会の議長なのか、市議会議長なのかって分からなくなるので、ここは分かりやすく「市議会議長に」ということで、ちょっと明確にするために「市議会議長」というふうにしました。

それから、あと、「その氏名をホームページで公表しなければならない」というふうにちょっと明確に、「公表」しか書いてなかったんで、これは「ホームページで」というふうにしております。以上でございます。

○矢田貝委員長 その他の委員の皆様から質問、意見等がございますでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 私は、ちょっと事務局に聞きますけれども、事務局じゃないかもしれないですけど、この「30日以内に」っていうのは、もっと早くに何かすることはできないのかなと。その例が何か、私、調べてないんですけども、ないのかなと思ったところです。30日もかけなくても、もっと早くに提出をする、宣誓をするということが必要かなと思うんですけど、御存じの方がいらっしゃったら教えていただきたいです。

○矢田貝委員長 田村次長。

○田村事務局次長 もっと短くっていう御意見を承りましたけれども、まず今回の例でいきますと、任期の開始は7月1日なんですけれども、この宣誓書自体を議長に提出することになってまして、議長が決まるのが7月の半ばといった物理的なところもあって、

それで、この30日の設定がどういうふうな議論でこうなったのかちょっと把握しかねますけれども、ただ、ある程度の日数は必要になってくるという物理的な理由はございます。以上です。

○伊藤委員 分かりました。

○矢田貝委員長 よろしいでしょうか、皆様。

門脇委員。

○門脇委員 すみません、これは、この改正案に対する、津田委員に対する質問というよりは、この条文、第3条に対する議論でもいいんですかね、今発言する内容としては。

○矢田貝委員長 はい、どうぞ。

○門脇委員 ちょっと2点ほど。1つ、「書面をもって」っていうふうにされてるんですけど、「書面をもって」ってしてしまうと、例えばタブレットなんかで仮に今後書いて届け出するってなったときに、不都合がもしかしたら生じることもあるのではなかろうかっていうところが1点と、公表の際、宣誓書を提出しない議員について、「ホームページで公表しなければならない」とするよりは、「ホームページ、市報など」とか、そういった幅広い範囲で持たせたほうがいいのではなかろうかと思った次第です。

○矢田貝委員長 どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 私も、後段のホームページって「ホームページで公表」とすると、やっぱりホームページのみみたいな感じになってしまったりとか、あと、社会がこんなに変わるので、いろいろな方法があるとしたら、また遅れてしまうのかなと思うので、あまり何かここは細かく指定しないほうがいいんじゃないかなと思ったりもしました。以上です。

○矢田貝委員長 津田委員。

○津田委員 言われてみればそうですので、ちょっともっと幅広く、「ホームページなど」とか、「ホームページ、市報などで」とか、あと「書面」っていうのも、「書面等」とか、その辺の文言については、また皆さんからの意見とか法制のほうでちょっと判断してもらおうというようなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

○矢田貝委員長 塚田委員。

○塚田委員 私も、何かぼんと「書面」、「ホームページ」って決めつけなくて、軟らかく「など」、「等」っていう形を入れ込んで、何でもいけますよ的な感じの、「SNS等」とかでもいいですし、何でもありかなと思って、ちょっとそこら辺は緩く作ったほうがいいかなというところで、あとは特に問題ないなと思っています。市議会の議長っていうのは入れ込んだほうがみんなに分かりやすいので、ここはいいなと思いますので、それ以外は公明党市議団さんの分でいいかなと思ったりはしています。以上です。

○矢田貝委員長 よろしいですか、皆様、御意見ほかに。

それでは、第4条に入ってまいりたいと思います。

時間なんですけれども、今日、皆さん、4条を本気でするとすごいと思いますけど、終了、3時が過ぎてもよろしいということでもいいですね。途中休憩は入れてまいりたいと思いますけど、4条、入ります。

(「4条までにしますか」と声あり)

4条までで、今日、4条まで行けたらいいかなと思いますけど、いかがでしょう。いいですか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 それでは、4条の御説明をいただきたいと思います。

新政自民さん、お願いします。

渡邊委員。

○渡邊委員 4条は、もうまさにこの条例の基準となるところで、それを社会の情勢に合わせて具体化したものを入れ込んで条文となっております。当会派の中でも、社会の情勢に合わせてSNSとかハラスメントは必要だよねというところはあるものの、逆に、この縛り過ぎることは、ちゃんとそういうのはしっかりと議論して決定をしてくださいということで、非常に4条、議論の余地のあるところかなというふうに感じております。

その中で、一旦私どもが出している具体的なものに関しましては、やはり強制とか圧力、ハラスメント、人権侵害に関すること、このまず1点を必ず入れておく必要があるということと、SNSですね。このSNSに関しましては、実際、議員個人ではなく、議員個人から依頼を受けた、代わりに発信するような第三者に関しましても対象とするということを出しております。

あと、この条例の中に、4条の6項に、「議員は、職務上知り得た個人情報その他の秘密を不正に利用し、又は漏らしてはいけない」というところで、みだりにそういうところ、個人情報の保護の観点の条文がなかったのも、これも追加をさせていただきました。

1点、この整理の中で、やはりこれは論点に、議論の余地のあるところではございますが、基準を設けていろいろと、縛るという言い方は正しくないかもしれませんが、制限をかけるところで、議員個人の活動を制限をするおそれがないのかということも感じておりまして、そこをあえて私のほうの案の中に、もうしつこいぐらいに「不当な」、「不当な」、「不当な」というふうに入れてみているんですけれども、ここに関してちょっと意見をお伺いできればなというふうに考えております。以上でございます。

○矢田貝委員長 どうぞ、皆様からの御意見を。

門脇委員。

○門脇委員 ちょうど私も「不当な」についてお尋ねしたかったんですけど、実は「不当な」っていうのをつけると、一見ちょっと縛りが強くなったように見えるんですけど、逆に、例えば「市職員等の採用、異動、昇任その他の人事への不当な関与」としてしまおうと、正当な関与があって許されるのかみたいなことになってしまいますので、当然関与自体が不当なものは存在しないので、ちょっと「不当な」をつけていいところと多分悪いところが出てくると思うんですね。なくてもいいんじゃないかと私は思っているんですが。

○矢田貝委員長 まさにそれをお聞きになりたかったということだと思います。

（「そうです、はい」と渡邊委員）

ほかの皆様からの御意見も伺ってみたいと思いますが、いかがでしょうか。

又野委員。

○又野委員 今、門脇委員が言われたように、不当じゃなかったらいいみたいな捉え方もされたらよくないと思うので、ないほうが確かにいいのかなと感じたところです。以上です。

○矢田貝委員長 津田委員。

○津田委員 私も同じく、「不当」はないほうが本当にいいのかなというふうに感じま

す。先ほどの又野委員と同じ意見でございます。

○矢田貝委員長 そのほか違った意見はないということで、今の新政自民さんについて、「不当な」のところはないほうがいいよっていうことに収まれば、それでよいという理解でよろしいですか。

○渡邊委員 はい。

○矢田貝委員長 それでは、次に、公明党議員団からの説明をお願いします。

津田委員。

○津田委員 それでは、この条文っていうか、改正が必要な点というのは、先ほどもありましたけれども、近年問題となってるパワハラ、セクハラ、カスハラ、SNS、個人情報保護が規定されていないというところでございます。それで、改正案は、これは多治見市の基準を参考に考えておりまして、この赤字のところなんですけど、まず文のところでは、ちょっと付け加えて赤字で書いとりますけれども、「市の指定を受けた者」の次ですね、「並びにその構成員の役職員」というようなことで、構成員を追記しております。

それから、あとは、(1) から10番までは多治見市の基準で、ここにはちょっと(条文は)載せておりませんが、載せております。それから11番については、SNSについてのことを載せております。それから12番については、暴力団関係の反社について載せております。13番については、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせたり公開してはならないということ、それからあと、14項については、各号に定めるもののほか、法令に違反する行為をしないことというようにしております。以上でございます。

○矢田貝委員長 御質問、御意見等を伺いたいと思います。

門脇委員。

○門脇委員 すみません、ちょっと1点、私、多分勉強不足だと思うんで質問なんですけれども、加えられている「市の指定管理者並びにその構成員」っていうのを加えられてますけども、「その構成員の役職員」ってありますけど、これはどういった、例えば共同事業体みたいなことを意味しているのか、ちょっと分からなかったもので、教えていただきたいんですが。

○矢田貝委員長 津田委員。

○津田委員 ちょっとそこは皆さんから出た意見をしてありますんで、特に法制のほうへかけられて、これは別に書き換えなくてもいいと言われたら、もうそれでいいです。

○矢田貝委員長 いいですか。

○門脇委員 いいです。

○矢田貝委員長 皆様、よろしいですか。

それでは、信風さんの御説明をいただきたいと思います。

伊藤委員。

○伊藤委員 私、ハラスメントはどこかで入れなきゃいけないって、別建てにするのかなとか、いろいろほかの条例を見ながら何か見てたんですけど、皆さんここに入れてらっしゃるんだなと思って、ここに、やっぱり人権侵害のところの部分に、あらゆるハラスメントなのか、いかなるハラスメントなのか、何かハラスメント全てをしてはならないというふうに今プラスしてちょっとお話しさせていただきたいと思います。

私は、「その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない」というところをもう

ちょっと明確に、「議員は、その地位を利用して、収賄その他一切の不正な利益の供与を受け、又はこれを要求してはならない」、要求しなくても、供与、頂けたら供与も受けてはならないになるので、こちらのほうがよりいいのかなというふうに案を作りました。以上です。

○矢田貝委員長 皆様、質問、御意見等がありますでしょうか。

それでは、次に、緑風会の御説明をいただきたいと思います。

鷺尾委員。

○鷺尾委員 今の条例では、基本的な内容は押さえてるんですけど、やっぱりSNS、ハラスメント、反社会的勢力、政治資金など、制定当時に十分想定されてなかった課題があると思います。他の市の条例も参考にさせていただいたんですが、禁止されてる行為を具体的に示して、議員、市民にも分かりやすい条例に見直したいというふうに思っております。

で、あと、時代に合わせたハラスメント、SNS上の誹謗中傷、反社会的勢力、政治資金などの具体的な条例にも盛り込みたいと思います。ただし、規制をあんまり広げ過ぎると、議員の私生活までが対象にならないように、適用する範囲や判断基準も明確にする必要があるというところになります。以上になります。

○矢田貝委員長 皆様の御質問、御意見がありましたら伺います。

伊藤委員。

○伊藤委員 議員は公人ですので、私生活っていうよりかは、今日は議員だからとか、今日はプライベートだからじゃなくて、やっぱり全てハラスメントとかはいけないというふうに何か私は考えているんですけど、皆さんはどうなんでしょう。

○矢田貝委員長 渡邊洋介委員。

○渡邊委員 伊藤委員に私も賛同いたします。365日、議員である以上は公人であるということには、そのとおりだと思います。

○矢田貝委員長 鷺尾委員のおっしゃった議員の私生活の部分っていうところについての懸念というところをおっしゃいましたけど、これが改正案のところにはどこに出ているんでしょうか。ごめんなさい、ちょっと具体的にどのような配慮がなされているのか。これを定めるときに、こういった配慮が必要だという、新政自民さんのところの活動の制限っていうところについても少し懸念するような意見があったというレベルのお話と受け止めてよろしいですか。

鷺尾委員。

○鷺尾委員 はい、それで構いません。

○矢田貝委員長 そのほかありますでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員 ちょっと1点質問なんですけれど、改正案のほうの「政務活動費を条例の定めるところにより適正に執行するとともに」の後に、「政治資金の収支を適正に管理すること」とありますが、この政治資金というのは、一般的には自身の政治団体であるとか、そういった政治活動費用ということになってくると思いますが、これは政務活動費のことを指しているのか、そうではなくて自身の政治団体の政治資金等のことを指しているか、どちらかなと思うんですけど。

○矢田貝委員長 鷺尾委員。

○鷺尾委員 これは政治資金のほうになります。以上です。

(発言する者あり)

○矢田貝委員長 どうぞ、フリートーク。

じゃあ、これも含めて、さっき私、どこの部分ですかって聞いたんですけど、鷺尾委員のところに私生活の部分についても。

〔「はい」と鷺尾委員〕

○矢田貝委員長 捉え方がそれぞれ違うと思うので、よく見たら改正案のところにも、1段下のところに、こういった検討をしてみたらどうだろうかという書きっぷりなんだろうと思います、全体がですね、どこの会派からいただいた意見も。

(「私、もう聞くことないです」と門脇委員)

どうぞ、やっぱり活発に意見をやり取りすることが大事だと思います。

伊藤委員。

○伊藤委員 今は政務活動費のことを言っているのか、それとも政治資金管理団体かな、政治資金団体のことを言ってるのか、どちらですかという質問だったと思うんですけども、それに対して、どちらなのか、どっちもなのかっていうお答えをいただければありがたいです。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 私、さっき聞くことないんですって言ったのは、さっきの鷺尾委員の答えの中で政治資金のことを指してますって言われたので、一般的にいう政治資金のことを指されてると理解したんですけど。

○矢田貝委員長 鷺尾委員。

○鷺尾委員 はい、そうです。

○矢田貝委員長 津田委員。

○津田委員 ちょっとすみません、これで先ほどから政務活動費の条例とかっていうのがここに上がってますけれども、これっていうのは、ほかにも出てくるのか、それともこの場所でどうして出てきたのかっていうのが私もちょっとよく分かんないんですけども、ほかに出てくる場所があったらここじゃなくてもいいんじゃないかなっていうふうに私は思ったんですけども、どうですかね。緑風会さんだけがここを出しておられるように思うんですけども、どうでしょうか。私は、何かほかで出てくるのか、それとも、ここを出るものなのか、ここが検討事項じゃないかなっていうふうにちょっと感じてるんですけど。分らんかな、分かれば。保留で。

○矢田貝委員長 待ちますよ。

又野委員。

○又野委員 ちょっとそこの部分は私も感じてたところで、政務活動費とか政治資金のことについては、多分政務活動費だったら何かほかで定めがあるのかなと思ったり、政治資金ですと政治資金規正法とかありますし、ここで上げる必要があるのかどうなのかっていうところをちょっと感じてはいるところです。

○矢田貝委員長 塚田委員。

○塚田委員 緑風会さんの改正が必要な点のところに1、2、3、4と打ってるんですけ

ど、そこにはそういう文言がなくて、一番最後じゃないかなと思って、政治資金の管理で東京都の案が、収支の記録とか報告とか書いてあるんで、それを見て入れたのかなと思ったりはしたんですけど、特に今、話をみんなですてる中で必要がないと思えば、緑風会さんのほうが別にここはいいですって言われてもいいんじゃないかなと思います。

○矢田貝委員長 鷺尾委員。

○鷺尾委員 塚田委員、ありがとうございます。そこはいいかなと思います。すみません。
(「いえ」と塚田委員)

○矢田貝委員長 よろしいですかね。

そここのところに、市民の皆様疑義を持たれない金品の管理であるとか、いかなる金品も受領しないというようなところの背景から出てきた意見だなというふうに受け止めていますので、次の示す案の中に整理された中で、消えることもあるし、何か違ったところの項目で触れていることもあるかもしれないというところで、ここについては、緑風会さんからの意見としてはこだわって残してほしいというところではないというふうな理解で、本筋は、先ほど申し上げたとおり、疑義を持たれない、また、きっちりと報告をしていく、また、いかなる金品も受け取らないという背景から出たという意見で受け止めさせていたきたいと思います。

そのほか御意見がなければ、門脇委員の御説明をいただきたいと思います。

門脇委員。

○門脇委員 ちょっと冒頭、私、3項、4項まとめてしまってもいいのではって書いたんですけど、皆さんの意見見させてもらって、特に、今日おられませんけど、前島議員の改正案の中で、4についてハラスメントと人権侵害に限定して書かれてるのは、確かになるほどなと思ったので、私としては、ハラスメントっていうのは時代に合わせて必要な言葉になってきてるんじゃないかということと、もう1点、SNS発信、これは平川市を丸ごとちょっと持ってこさせてもらったんですが、この文言が非常に適切、分かりやすかったかなと思って入れさせてもらいました。ほかの方の御意見を見させてもらいますと、特に暴力団関係であったりとか、あとは情報をみだりに利用しないであるとか、その辺りも必要なものかなと思ってます。

○矢田貝委員長 御質問、御意見を伺いたいと思いますが、ございますか。

(「なし」と声あり)

○矢田貝委員長 特にないということでございます。

ここまでで、先ほども少し言いましたけれども、次の委員会までというよりは、一通り最後まで目を通した後に、次の整理されたものが提出されるまでに、しっかりと事務局等とも検討しながら次に整理していきたいと思いますので、今日のところまでは皆さんの御意見をしっかりと受け止めて整理してまいりたいと思います。

全体ですけれども、今の時代に合った項目を付け加えていくというところは、皆さんの共通の御認識だったというふうに思いますので、いいかと思います。

予定よりも早く進んでおりますが、4で終わると言いましたけど、5に向かいますか、ここで終わりますか。終わりますか。

(発言する者あり)

津田委員。

○津田委員 前島議員の分はいいですか、これで確認をしなくて。

いいですか、もうこれは。ちょっとここに上がってるのに皆さんからの何かを聞かれないので、申し訳ないかなと私は思ったんですけれども。

○矢田貝委員長 今触れていただきましたけれども、どうぞ、代弁できますか、門脇委員。
門脇委員。

○門脇委員 すみません、同じ無所属なんですけれども、ちょっとしばらく会ってませんでして、無所属、会派じゃありませんから打合せ等も個別にしてるわけではないので、単純に読ませていただいて、こういった意向なのかなというのは何となく自分で把握してるつもりなんですけども、ちょっと私から説明は難しいかなと御判断いただければと思います。

○矢田貝委員長 塚田委員。

○塚田委員 私も読ませていただいたんですけど、これも全然すごくいいんじゃないかなと思いますので、これも踏まえてでいいんじゃないかなと思います。

○矢田貝委員長 ありがとうございます。

伊藤委員。

○伊藤委員 最後まで終わった後のことなんですけど、やっぱりこれは逐条解説みたいなものはまた作るっていう理解でいいんですか。逐条解説、一つ一つの解説を作るという理解でいいんでしょうかね。

○矢田貝委員長 私に。

○伊藤委員 副委員長と。

○矢田貝委員長 全部進んだ後には、そのような手続というか、作業も入ってくると思っております。

門脇委員。

○門脇委員 すみません、ちょっともう終わりかけのところで。今までの議論の中でいうと、ここに上がっている案の中、新しく出てきた案の中で、緑風会さんの政治資金に関してのことは入れないということで、それ以外のことでいうと、例えばハラスメント、SNS、あとは暴力団との関わりを持たない、あとは、渡邊委員のほうでは個人情報ってありますけども、職務上知り得た情報をみだりに漏らさないとか、そういったものは全部入れていくというような認識でよろしいですか。

○矢田貝委員長 そういう理解をしております。そのような次の皆さんへの資料の出し方にしてまいりたいと思います。

そのほかありますか。

1項ずつ今日進めてまいりましたが、それ以外に皆様から御意見等がありましたら伺っておきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 いいですか。

それでは、次回開催についてなんですけれども、9月議会中の開催をしたいというふうに考えております。その点はよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 9月の29日の火曜日が予算決算委員会の全体会になっているんです。

その辺りで調整もしてみたいと思いますが、事務局とも調整しながら、また改めてお伝えをしまいたいと思いますので、その点、御理解いただけますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 ありがとうございます。

以上で議会改革特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後２時４５分 閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

議会改革特別委員長 矢田貝 香 織